

令和2年(2020年)年4月8日

小田原市介護保険事業所 御中

小田原市福祉健康部高齢介護課

新型コロナウイルス感染症に伴う対応について(その5)

日ごろから、本市の高齢者福祉施策及び介護保険事業の円滑な運営について、御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、特措法第32条に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の対処方針を基に、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」(令和2年4月7日)が示されました。また、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」の中で介護保険事業所が該当することを踏まえ、介護保険事業所におかれましては、感染防止対策に留意の上、介護保険事業の継続に努めてくださるようお願いいたします。介護保険事業の継続を行う上で、必要な情報(令和2年4月8日時点)を別紙のとおりまとめました。

内容を確認し、対応方針の検討及び職員全体に周知徹底いただくようお願いいたします。

【(別紙) 記載内容】

- 1 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための対応について
- 3 休業または臨時休業時の取扱いについて(自主的な休業も含む)
- 4 感染者が確認された場合の対応について
- 5 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業等支援について
- 6 新型コロナウイルス感染症に伴う対応に関する本市のQ&A【3月17日時点】
- 7 相談窓口について
- 8 小田原市ホームページの御案内

1 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

特措法第32条に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の対処方針を基に、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」(令和2年4月7日)及び「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」(令和2年4月8日)が示されました。詳細につきましては、下記ホームページをご覧ください。

【ホームページ】

- ・特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

ホーム > くらし・安全・環境 > 防災と安全 > 災害情報・危機管理 > 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/20200407_policy.html

- ・緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

ホーム > くらし・安全・環境 > 防災と安全 > 災害情報・危機管理 > 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/20200407_01.html

2 新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための対応について

新型コロナウイルス感染症への対策として、クラスター(集団)の発生を防ぐことが重要です。複数の利用者が同じ空間に集まり、近距離での会話や機能訓練等を行うなど「3つ(密閉・密集・密着)の密」に相当する場面が生じることも想定されるため、感染防止対策に留意の上、御対応ください。

新型コロナウイルス感染症に対する感染予防については、次の【関係通知①】を確認し、職員全体に周知徹底いただくようお願いいたします。特に、下記「【関係通知①】介護保険最新情報 Vol. 808「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(4月7日付国通知)」にて各種サービスにおける感染拡大防止のための留意点が具体的に示されておりますので、御確認ください。

【関係通知①】

- ・介護保険最新情報 Vol. 768「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。)における感染拡大防止のための留意点について」(2月24日付国通知)
- ・介護保険最新情報 Vol. 769「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスを除く。)の国の感染予防における感染拡大防止のための留意点について」(2月24日付国通知)
- ・介護保険最新情報 Vol. 777「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」(3月6日付国通知)
- ・介護保険最新情報 Vol. 808「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(4月7日付国通知)
- ・新型コロナウイルス感染症に対する社会福祉等における感染拡大防止対策の徹底について(4月3日付県通知)
- ・高齢者介護保険施設における感染症マニュアル 改訂版(厚生労働省)

3 休業または臨時休業時の取扱いについて（自主的な休業も含む）

都道府県等の判断による休業及び学校等の休業に伴う人手不足または感染防止等を理由として、社会福祉施設等の設置者等の判断により、やむを得ず自主的に臨時休業（以下、臨時休業という。）する場合は、臨時休業前に本市高齢介護課介護給付係（電話：0465-33-1827）まで御連絡ください。

なお、臨時休業に当たっては、次の【関係通知②】の内容に準じて御対応ください。

また、新型コロナウイルス感染症により感染が拡大した場合、福祉施設での通所系サービスなどの一時利用を制限（中止）する等の対応を都道府県等が検討することとされています。そうした事態に「備える」ため、各事業所として具体的な対応方針を検討してください。

※通所介護事業所等については、臨時休業時の対応として居宅を訪問してサービスを提供するといった介護報酬の特例が認められています。具体的な取扱いについては、次の「【関連通知②】介護保険最新情報 Vol.770「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（2月24日付国通知）」等を御確認ください。

休業または臨時休業の場合、「休止届」の提出は不要です。

【関係通知②】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（2月17日付国通知）
- ・介護保険最新情報 Vol.770「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（2月24日付国通知）
※介護保険最新情報 Vol.770 に対する Q & A が次のとおり通知されています。合わせて介護保険最新情報 Vol.773、779、796、809 も御確認ください。
- ・介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について（3月6日付国通知）

4 感染者が確認された場合の対応について

次の【関連通知③】を御確認いただき、各事業所としてどのような対応をとるか、あらかじめ検討してください。

【関係通知③】

- ・介護保険最新情報 Vol.777「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（3月6日付国通知）
- ・介護保険最新情報 Vol.808「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（4月7日付国通知）
- ・新型コロナウイルス感染症に対する高齢者施設等における対応のポイント（令和2年3月26日時点）（3月27日付県通知）
- ・社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応について（4月6日付県通知）

5 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業等支援等について

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者に対する支援策について次の本市ホームページに情報がまとめられています。(担当課：産業政策課 0465-33-1555)

また、次の【関係通知④】も合わせて御確認ください。

【ホームページ】

小田原市公式サイトトップ>市の取り組み>地域経済>中小企業等経営支援>新型コロナウイルス感染症に係る中小企業等支援について

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/industry/taisaku/p29035.html>

【関係通知④】

- ・介護保険最新情報 Vol.792 「セーフティネット保証 5号の対象業種（社会福祉施設等関連）の指定について」
- ・介護保険最新情報 Vol.806 「セーフティネット保証 5号対象業種（老人福祉・介護関係）の指定について」

6 新型コロナウイルス感染症に伴う対応に関する本市のQ&A【3月17日時点】

新型コロナウイルス感染症に関する介護保険事業所から本市に寄せられた質問をQ&Aとしてとりまとめましたので、御確認ください。

Q1：国や県から発出されている通知と異なる小田原市独自の解釈はあるか。

A：国や県から発出されている通知について、本市独自の解釈はなく、国や県から発出されている通知と同様です。

なお、通知に未記載の内容については、小田原市のQ&Aとしてお示ししていきます。

Q2：新型コロナウイルス感染症に伴い、運営推進会議を開催しないことは可能か。

A：基準の回数を開催していただく必要はありますが、書面会議にて運営推進会議を開催することも可能です。書面会議の開催方法に当たっては、参加者に資料を配布した上で、意見や質問事項等を聴取し、記録に残してください。

Q3：新型コロナウイルス感染症に伴い、サービス担当者会議、モニタリング、ケアプランの利用者への説明・同意・交付について、特例の対応はあるか。

A：運営の手引き(居宅介護支援)のP12(1)⑨、⑩、⑪、⑮に即した対応をしてください。

サービス担当者会議については、意見照会で実施する際のやむを得ない理由に、新型コロナウイルス感染症が該当しますので、意見照会でサービス担当者会議を開催することができます。

モニタリングについては、利用者の事情によるやむを得ない理由に、新型コロナウイルス感染症が該当しますので、利用者から居宅の訪問を自粛するよう要請された

場合等は、電話等で聞き取りした内容を記録することにより、モニタリングを実施することができます。

ケアプランの利用者への説明・同意・交付については、電話等で説明し、郵送にて同意や交付を得ることで、居宅を訪問しないで実施することができます。

Q 4 : 新型コロナウイルス感染症により、ロングショートを利用している利用者のモニタリングが、施設側の面会謝絶により実施できない場合はどのようにすべきか。

A : 利用者の事情によるやむを得ない理由に該当しますので、利用者への電話や施設からの聞き取り内容を支援経過記録等に記録することで、モニタリングを実施することができます。

Q 5 : 居宅介護支援事業所及び介護支援事業所が、新型コロナウイルス感染症について留意する点はどのようなものか。

A : 介護保険最新情報 Vol. 769 及び Vol. 779 を参考に御対応ください。

Q 6 : 面会制限を行う範囲はどのようにすればよいか。

A : 介護保険最新情報 Vol. 768 を参考に御対応ください。なお、厚生労働省よりリーフレット(介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために)が作成されていますので、御活用ください。

Q 7 : 処遇改善加算や特定事業所加算の算定における研修や会議の実施について、新型コロナウイルス感染症により、実施しないことは可能か。

A : 実施する必要はありますが、必ずしも職員を集めて開催する必要はなく、書面で職員に研修内容や会議内容を周知し、周知内容を確認したことがわかる書類を作成することにより、実施したとみなします。

7 相談窓口について

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を厚生労働省及び神奈川県が開設しておりますので、発熱やせき、息切れがあり、湖北省から帰国、入国された方、あるいは新型コロナウイルス感染症の患者と濃厚な接触があった方は、**必ず医療機関を受診する前に保健福祉事務所に電話で相談し、指示を受けてください。**

【新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口】

- 小田原保健福祉事務所ダイヤル 0465-32-8000(代表電話)
受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで
- 厚生労働省専用ダイヤル 0120-565-653(フリーダイヤル)
受付時間：平日・土日休日 午前9時から午後9時まで
- 神奈川県専用ダイヤル 045-285-0536
受付時間：平日・土日休日 午前9時から午後9時まで
- 神奈川県 FAX 問い合わせ 045-633-3770
- 神奈川県メール問い合わせフォーム

<https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=SF1369>

●帰国者・接触者相談センター(神奈川県内8か所の保健福祉事業・センターに設置)

このセンターは、電話での相談等を通じ、感染の疑いのある方を、診療体制の整った医療機関に確実につなぎ、受診してもらうことで、蔓延をできる限り防止することを目的として設置されたものです。

小田原保健福祉事務所ダイヤル 0465-32-8000(代表電話)

受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

8 小田原市ホームページの御案内

本通知や国通知等を掲載した介護保険事業者向けの本市ホームページを作成しています。国通知等の事務連絡については、**“特に重要性が高い情報”**を「感染拡大防止に関する留意事項」、「感染が疑われる者が発生した場合における留意事項」、「介護サービス事業所等の人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する留意事項」等の項目ごとにまとめて掲載しておりますので、御活用ください。

なお、本紙でお示しした【関係通知①～③】もすべて掲載しています。

【ホームページ】

暮らしの情報>介護/保険/年金>介護保険【事業者の方へ】>トピックス>新型コロナウイルス感染症関連情報(介護保険事業者向け)

http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/service/nursing_b/topics/p29045.html

事務担当 介護給付係
電 話 33-1827